

～住宅用火災警報器～

○ 住宅用火災警報器の設置と維持管理について

・ 火災予防条例に適合した設置

東京消防庁管内では、平成16年10月1日から新築の住宅に住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置が義務付けられ、既存の住宅には、平成22年4月1日から設置が義務付けられています。

住警器を設置することで、火災を早期に発見し、速やかな通報や消火、避難が可能となり、被害を防止・軽減することができます。

住警器は、全ての居室、台所及び階段に設置しましょう。

・ 適切な維持管理・点検・お手入れについて

住警器は定期的に作動確認しましょう。

作動確認は、本体の点検ボタンを押すか、ひも付きのものは、ひもを引くことで行うことができます。

正常な場合は、正常であることを知らせる音声や警報音が鳴ります。一般的に、点検の際の警報音等は自動で止まります。警報音等が鳴らない場合は、電池切れか機器の故障が考えられます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

住警器にホコリ等の汚れがつくと、火災を感知しなくなるおそれがあります。

汚れは乾いた布でふき取りましょう。台所に設置してある住警器で油や煙などにより汚れがひどいものは、家庭用中性洗剤に浸した布を十分絞ってからふき取りましょう。

・ 交換時期について

住警器の耐用年数は概ね10年といわれており、全ての住宅に設置が義務化された平成22年4月から10年以上が経過していることから、いざという時に鳴らない住警器が多く存在していることが危惧されます。

設置から10年を過ぎているものは、電子部品の劣化等による故障や電池切れにより、火災を感知できなくなる可能性が高まるため、ご自宅の住警器の設置年月を確認して、機器本体の交換をしましょう。

・ 連動型の住警器について

連動型の住警器は、設置された全ての部屋で一斉に鳴動するため、火災が発生していない部屋にいた時にも火災の早期発見に有効です。

また、インターホン等と連動して屋外に火災の発生を知らせる屋外警報装置付き住警器を設置すると、より安心です。



～住警器設置と維持管理のポイント～

- ・ 全ての居室、台所及び階段に必ず設置しましょう。
- ・ 定期的に作動状態の確認や機器本体の清掃をしましょう。
- ・ 設置から10年を経過したものは本体の交換をしましょう。
- ・ 連動型の住警器や屋外警報装置付きの住警器を設置すると、より安心です。

